

給水装置工事の設計、施工に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 水道水供給

第1節 給水条件（第3条）

第2節 給水方式（第4条・第5条）

第3章 設計基準

第1節 給水管設計基準（第6条―第8条）

第2節 受水槽設置基準（第9条―第12条）

第3節 3階建以上の建築物への直結給水（第13条―第15条）

第4節 直結式給水と受水槽式給水の併用（第16条・第17条）

第5節 コインランドリー設置基準（第18条―第21条）

第6節 浄水器等設置基準（第22条・第23条）

第7節 小規模福祉施設に設置する住宅用スプリンクラー設備設置基準（第24条―第26条）

第8節 受水槽式給水設備を利用する直結給水（第27条・第28条）

第9節 その他の給水設備を利用する直結給水（第29条・第30条）

第4章 工法基準

第1節 給水管の分岐工事（第31条―第33条）

第2節 配管工（第34条・第35条）

第3節 土工事（第36条）

第5章 量水器の選定・設置

第1節 量水器設置（第37条・第38条）

第2節 許容流量（第39条・第40条）

第3節 私物量水器（第41条・第42条）

第6章 雑則

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号。以下「施行令」という。）及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号。以下「省令」という。）並びに諫早市水道事業給水条例（平成17年3月1日条例第213号。以下「条例」という。）及び諫早市水道事業給水条例施行規程（平成17年3月1日水道局管理規程第20号。以下「施行規程」という。）に定めるもののほか、給水装置工事の設計、施工に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「市水」とは、諫早市上下水道局が経営する水道をいう。

- 2 この要綱において「水道水」とは、市水により供給をうける水をいう。
- 3 この要綱において「階建て」とは、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号。)に基づく階数をいう。
- 4 この要綱において「1家屋」とは、屋根又は外壁等を共有する建物をいう。
- 5 この要綱において「有効水量(最大値)」とは、申請地の最大動水圧及び給水装置の内容を考慮して吐水口にて出ると想定される水量をいう。
- 6 この要綱において「管理者」とは、諫早市上下水道事業管理者をいう。
- 7 この要綱において「受水槽式給水設備」とは、受水槽以降の給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 8 この要綱において「更生工事」とは、樹脂系塗料等を管内面に塗布(ライニング)することにより、機能の回復と延命を図る工事をいう。
- 9 この要綱において「その他の既設給水設備」とは、市水以外の水を水源とする給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この要綱において「水系区域」とは、同一配水池より配水されている給水区域をいう。
- 11 この要綱において「私物量水器」とは諫早市水道局から貸与される量水器以外の全ての量水器をいう。
- 12 この要綱において「汚水排除量認定申請書」とは、下水道使用量の認定を目的として、諫早市上下水道局経営管理課に提出される申請書をいう。

第2章 水道水供給

第1節 給水条件

(給水条件)

- 第3条 水道水を供給しようとする土地の用途が次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより給水を行うものとする。
- (1) 農地 衛生の向上を目的としたものであること。
 - (2) 墓地 管理組合や町内会又は自治会等により申し込まれ、共同で使用することを目的としたものであること。
 - (3) ゴミステーション 町内会や自治会等により申し込まれ、共同で使用することを目的としたものであること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、特に管理者が必要と認めたものは、給水条件について別途協議を行う。

第2節 給水方式

(給水方式)

- 第4条 給水方式は、直結式給水、受水槽式給水又は直結式給水及び受水槽方式給水の併用とする。
- 2 直結式給水は、配水管の持つ水量、水圧等の供給能力の範囲で、配水管から末端の給水栓まで直接給水する方法とする。
 - 3 受水槽式給水は、配水管から送水した水道水を一旦受水槽に貯めた後、給水する方法とする。
 - 4 直結式給水及び受水槽式給水の併用は、1つの建物において両方を給水する方法とする。

(給水方式の決定)

- 第5条 直結式給水ができる建物は、2階建以下の建物及び第13条に定める直結式給水の承認基準に該

当する建物であつて、直結式給水とすることについて管理者の承認を受けた建物とする。ただし、建物の用途が未定である場合は、誓約書(様式第5号)を提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、直結式給水の承認を行わず、受水槽式給水を指示するものとする。

- (1)直結式給水では需要者の必要とする水量及び水圧を確保できない場合
- (2)災害、事故等による断水時又は減水時においても、一定の給水を確保する必要がある場合
- (3)一時的に大量の水を使用すること又は使用水量の変動が大きいことなどにより、一時的に配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合
- (4)配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を確保する必要がある場合
- (5)有害薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合
- (6)前各号に掲げるもののほか、直結式給水によることが適当でない場合

3 第16条・第17条に定める条件を満たす場合は、直結式給水及び受水槽式給水の併用が可能とする。

第3章 設計基準

第1節 給水管設計基準

(材質)

第6条 配水管及び給水管より分岐し、量水器までの間に使用する給水管及び給水用具の構造及び材質は、次の表のとおりとする。

分類	品目	適用規格等	
		名称	規格番号及び特記仕様
管類	鋳鉄管	水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA.G113 (モルタルライニングはJWWA.A113 エポキシ樹脂粉体塗装はJWWA.G112) 使用条件 口径75mm以上
	鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA.K116 使用条件 SGP-VB.VD
		水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA.K132 使用条件 SGP-PB.PD
	配水用ポリエチレン管	水道配水用ポリエチレン管	JWWA.K144 使用条件 口径50mm以上
	ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管二層管一種	JIS. K6762 使用条件 口径50mm以下
異形管類	鋳鉄用異形管	水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA.G114 (エポキシ樹脂粉体塗装はJWWA.G112)
		水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA.G121

	鋼管用継手	ねじ込み式可鋳鉄製継手(樹脂コーティング)	JIS.B2301
		鋼管用継手	JWWA.G116
	配水用ポリエチレン管用継手	水道配水用ポリエチレン管融着(EF)継手	JWWA.K145
	ポリエチレン管用継手	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWW.B116
弁栓類	弁類	甲型止水栓(角形、ハンドル共)	JWWA.B108
		スリース弁(青銅)	JIS.B2011
		ソフトシール仕切弁	JWWA.B120
		ボール式伸縮継手付止水栓	管理者が定めるもの
		ボールリフト式逆止弁	管理者が定めるもの
	分水栓	水道用サドル分水栓	JWWA.B117(ボール式) 管理者が定めるもの
		水道用ポリエチレン管サドル付分水栓	JWWA.B136(ボール式)
	消火栓	水道用地下式消火栓	JWWA.B103
	空気弁	水道用急速空気弁	JWWA.B137
蓋類	きょう類	メーターきょう	管理者が定めるもの
		止水栓きょう	管理者が定めるもの
		仕切弁きょう	管理者が定めるもの
		地下式消火栓きょう	管理者が定めるもの

(口径)

第7条 給水管の口径を決定する際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 取出す給水管の口径は、原則として配水管の口径より小さい口径とすること。
- (2) 配水管への取付け口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に対し、著しく過大でないこと。
- (3) 給水管は、水道事業者が定める配水管の水圧において計画使用水量を供給できる口径とし、取出す給水管の最小口径は20mmとすること。
- (4) 給水管内の流速が3m/秒を超えないこと。

(口径計算)

第8条 直結式給水方式の口径計算を行う際は、建物用途や給水装置の利用形態を考慮の上、計算方法を決定する。

2 給水装置工事申込書の申請時に、口径計算書を添付しなければならない。ただし、以下の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 配水管から専用の給水管で引き込まれた給水装置で、総水栓数が11栓以下(特殊水栓については「特殊水栓換算値」(別表1)を参照)であるとき。
- (2) 管理者が特に必要ないと認めたとき。

第2節 受水槽設置基準

(設置基準)

第9条 2階建て以下の建物は、高置受水槽給水方式又は低置受水槽給水方式のいずれかとし、3階建て以上の建物は、低置受水槽給水方式とする。ただし、2階建て建物に高置受水槽給水方式を採用する場合は、第15条の規定による事前協議をしなければならない。

(受水槽容量)

第10条 受水槽の容量は、各号のとおりとする。

- (1) 低置受水槽の容量は、原則として設計水量の $5/10$ 以上とすること。ただし、高架タンクを併用する場合は、低置受水槽を設計水量の $4/10$ 以上、高架タンクを設計水量の $1/10$ 以上とすること。
- (2) 高置受水槽の容量は、原則として設計水量の $4/10$ 以上とすること。
- (3) 人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供しない受水槽の容量は、前2号の規定にかかわらず、水道技術管理者と当該受水槽の設置者との協議により決定した割合とすること。

(構造基準)

第11条 受水槽を設置する際の構造基準は、次のとおりとする。

- (1) 受水槽給水方式の場合は、宅地内へ引き込む給水管口径、設置される量水器口径及び量水器二次側の給水管口径は、原則として同口径とすること。
- (2) 受水槽周りの給水管口径が25mm以下の場合は波防措置を行うこと。
- (3) 受水槽周りの給水管口径が30mm以上の場合は定水位弁を設置すること。
- (4) 有効水量(最大値)が量水器の許容流量を超える場合は、流量が量水器の許容流量を超えない範囲で調整された定流量弁を設置すること。
- (5) 定水位弁及び定流量弁を設置する場合は、器具本来の性能を維持できるよう定水位弁及び定流量弁の一次側にストレーナの設置を行うこと。
- (6) 受水槽周りの給水管には、止水性能を有する給水器具を設置し、その一次側で放水を行うことが出来る構造とすること。
- (7) 第14号省令第5条に定める基準に応じて吐水口空間を確保すること。

(添付書類)

第12条 受水槽式給水方式の給水装置工事申込書を申請する場合は、申請の際に「貯水槽水道設置届け」(様式1号)を添付しなければならない。

第3節 3階建以上の建築物への直結式給水

(直結式給水の承認条件)

第13条 3階建、4階建及び5階建の建物(5階建にあつては、屋上部分へ給水栓を設置する必要がないものに限る。)への直結式給水は、次に掲げる承認基準の全てを満たしている場合に承認するものとする。

- (1) 給水管は、口径50mm以上(口径50mmの配水管にあつては管網を形成していること。)の配水管から分岐するものであること。

(2) 給水管を分岐する配水管において、将来にわたり、次に掲げる最小動水圧を確保できること。

①3階部分(2階建の屋上部分を含む。)までの給水にあつては、0. 25MPa

②4階部分(3階建の屋上部分を含む。)までの給水にあつては、0. 30MPa

③5階部分(4階建の屋上部分を含む。)までの給水にあつては、0. 35MPa

(設計基準)

第14条 設計水圧及び水量は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合しなければならない。

(1) 設計水圧は原則として以下のとおりとする。

①3階部分までの給水にあつては、諫早市上下水道局の水圧測定調査の結果に基づき決定しなければならないこと。

②4階部分までの給水にあつては、0. 25MPa

③5階部分までの給水にあつては、0. 30MPa

(2) メータの口径については、第41条及び第42条の規定に基づき決定しなければならないこと。

(3) 給水管の口径については、口径計算の結果に基づき決定しなければならないこと。

(4) 給水装置の管内流速は2. 0m/秒以下としなければならないこと。

(5) 3階部、4階部又は5階部の末端給水栓及び給湯器設置箇所においては、0. 05MPa 以上の水圧を確保しなければならないこと。

(事前協議)

第15条 3階建以上の建築物に係る給水装置工事申込書の申請に際しては、あらかじめ、「3階建以上の直結式給水事前協議書」(様式2号)により管理者と協議しなければならない。

第4節 直結式給水及び受水槽式給水の併用

(設計基準)

第16条 併用の給水方式を採用する場合においても、前条までの各給水方式の基準等を厳守すること。また、同一フロアにおいては、どちらかの給水方式のみを採用すること。ただし、管理者が特別に認めた場合はこの限りではない。

(施工)

第17条 適正な維持管理やクロスコネクション防止のため、給水施設に直結式系統及び受水槽系統の識別ができる様に明示等の工夫をすること。また、止水栓ボックスにも同様の工夫を行うこと。

第5節 コインランドリー設置基準

(給水方式)

第18条 コインランドリーを設置する際の給水方式は、受水槽式給水方式とする。

(設計水量)

第19条 コインランドリーを設置する際の設計水量は、以下の計算に基づき算出する。

設計水量($m^3/日$) = 洗濯使用水量 / 台・回 × 台数 × 運転回数(予定) / 日

(受水槽容量)

第20条 コインランドリーを設置する際に設置する受水槽の容量は、第10条の規定に基づき決定する。ただし、算出した容量のタンクを設置できないときは、以下の計算に基づき受水槽の容量を決定する。

$$\text{容量(m}^3\text{/日)} = \text{洗濯使用水量} \div \text{台} \cdot \text{回} \times \text{台数} \times 2 \div 1000$$

2 第10条の規定に基づき算出した容量のタンクを設置できないときは、給水装置工事申込書の申請の際に、誓約書を提出しなければならない。

(必要水量)

第21条 コインランドリーを設置する際の必要水量は以下の計算に基づき算出する。

$$\text{必要水量(} \frac{\text{リットル}}{\text{分}} \text{)} = \text{洗濯使用水量} \frac{\text{リットル}}{\text{台} \cdot \text{回}} \times \text{台数} \div \text{洗濯時間(分)} \div \text{回}$$

第6節 浄水器等設置基準

(浄水器等の設置条件)

第22条 給水装置上に設置できる浄水器及び活水器並びに水道水の水質を変化させることを目的とした器具(以下「浄水器等」という。)は、自己認証及び第3者認証による認証品とする。ただし、給水栓などの直近に設置せずに浄水等を行う場合は、給水装置工事申込書の申請の際に、「誓約書」(様式3号)を提出しなければならない。

(逆流防止)

第23条 浄水器等を設置する時は、浄水器等の一次側に逆流防止弁を設置しなければならない。

第7節 小規模福祉施設に設置する住宅用スプリンクラー設備設置基準

(確認事項)

第24条 小規模福祉施設に設置する住宅用スプリンクラーを給水装置の一部として設置する場合は、以下の各号に留意しなければならない。ただし、スプリンクラー用のタンクを設け、以降の配管を給水装置の一部としないものは除く。

- (1) 住宅用スプリンクラーの設置は、指定工事店が製造メーカー又は消防法に規定する消防設備士の指導の下に行うものとし、必要に応じ所管消防署と打ち合せを行うこと。
- (2) 当該給水装置を分岐しようとする配水管又は既設の給水装置の給水能力の範囲内で、住宅用スプリンクラーの正常な作動に必要な水圧、水量を得られるものであること。

(設置基準)

第25条 小規模福祉施設に設置する住宅用スプリンクラーを給水装置の一部として設置する際の給水装置の構造材質についての基準は、次のとおりとする。

- (1) スプリンクラーの設計については、スプリンクラーヘッドの放水量、開放数を勘案し、管口径、量水器口径を決定すること。
- (2) 量水器以降に使用する給水管種は、消防法施行令に定めるスプリンクラーの設備に関する基準並びに水道法に定める給水装置の構造材質基準に適合しなければならない。
- (3) 配管の構造は、停滞水及び停滞空気の発生しない構造であり、かつ、衝撃防止及び必要に応じ凍結

防止のための措置が講じられていること。

(4) 結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。

(5) 住宅用スプリンクラーの維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。

(誓約書の提出)

第26条 住宅用スプリンクラーを設置しようとする者に対しては、水道が断水のと時、又は配水管の水圧が低下したとき等は正常な効果が得られない旨を確実に了知させるとともに、給水装置工事申込書の申請の際に、「誓約書」(様式4号)を提出させなければならない。

第8節 受水槽式給水設備を利用しての直結給水

(事前確認)

第27条 受水槽式給水方式から既設設備を利用して直結給水方式に変更する工事の承認を申し込む者(指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者をいう。次条第2項、第29条及び第30条において同じ。)は、次の各号に掲げる場合に應じ、事前に該当する事項を実施し、確認しなければならない。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材料

ア 省令に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認すること。

イ 省令に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替えること。

ウ 埋め込み等により確認が困難な場合は、管理者の判断によること。

② 既設配管の耐圧試験

ア 耐圧試験における水圧は 0.75Mpa とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認すること。

③ 水質試験

ア 直結給水への切り替え前において、法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、法第4条に定める水質基準を満足していることを確認すること。

イ 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

ウ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度、鉄、pHとすること。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材料

ア ライニングに使用された塗料が省令に適合した製品である場合は、施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行うこと。

イ 塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて確認登録証の写しとすることができること。

② 既設配管の耐圧試験

ア 耐圧試験における水圧は 0.75Mpa とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認すること。

③ 水質試験

ア 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、省令に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認すること。

イ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とすること。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

ア 耐圧試験における水圧は 0.75Mpa とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認すること。

② 水質試験

ア ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的機関で省令に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認すること。

イ 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水(給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの)を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認すること。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保すること。

ウ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、省令の浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行うこと。

(給水装置工事の申込み)

第28条 受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の改造工事として取り扱う。

2 管理者に給水装置に変更する工事の承認を申し込む者は、当該工事に関し、「申請図書類」(別表2)の図書類を入手又は作成し、給水装置工事申込書の申請の際に、提出しなければならない。

第9節 その他の給水設備を利用しての直結給水

(事前確認)

第29条 その他の給水設備を利用して直結給水方式に変更する工事の承認を申し込む者は、事前に次の各号に掲げる事項を実施し、確認する。

(1) 既設配管の材料

① 省令に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認すること。

② 省令に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替えること。

- ③ 埋め込み等により確認が困難な場合は、管理者の判断によること。
- (2) 既設配管の耐圧試験
- ① 耐圧試験における水圧は 0.75Mpa とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認すること。
- (3) 水質試験
- ① 直結給水への切り替え前において、法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、法第4条に定める水質基準を満足していることを確認すること。
- ② 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。ただし、埋め込み等により既設配管材料の確認が困難な場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認すること。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保すること。
- ③ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度、鉄、pHとすること。ただし、埋め込み等により既設配管材料の確認が困難な場合は、省令の浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行うこと。

(給水装置工事の申込み)

第30条 水道事業者が給水装置工事の承認を申し込む者は、当該工事に関し、「申請図書類」(別表3)の図書類を入手又は作成し、給水装置工事申込書の申請の際に、提出しなければならない。

第4章 工法基準

第1節 給水管の分岐工事

(分岐立会い)

第31条 配水管から給水管を取り出す分岐工事、又は給水管を取り外す撤去工事は、原則として管理者が指名した職員及び当該給水装置工事の給水装置主任技術者立ち合いのもと施工する。この場合において、給水装置主任技術者は、工事完了後すみやかに分岐立会報告書を提出しなければならない。

(分岐方法)

第32条 給水管を取出す工事の際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水管の分岐は、既設給水管の分岐位置、その他の継手位置から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 異形管及び継手から給水管の取出しを行わないこと。
- (3) 給水管の取出しには、配水管の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割丁字管、チーズ、丁字管(以下「サドル付分水栓等」という。)を用いること。
- (4) サドル付分水栓での穿孔個所にはその防食のために適切なコアを装着する等の措置を講じること。ただし、穿孔する管が非金属管の場合は除く。
- (5) サドル付分水栓等の分岐箇所及び被覆されていない金属製の給水装置には防食テープ巻き又はポリエチレンシートを被覆する措置を講じること。

(取出しの制限)

第33条 配水管(給水管含む)からの給水管の取出しは、原則として1敷地(1家屋)に1ヶ所とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

第2節 配管工

(配管方法)

第34条 給水管を配管する際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水管の配管位置は、事故防止のため、他の埋設管との間隔を原則として30センチメートル以上確保すること。
- (2) 給水管の埋設深さは、公道部分にあつては道路管理者の許可によるものとし、私道にあつては給水管の頂部から路面までの深さを0.5メートル以上、宅地内にあつては0.3メートル以上を標準とすること。
- (3) 水圧・水激作用により給水管が離脱する恐れがあるときは、離脱防止措置を講じること。
- (4) 地盤沈下、振動等により破壊が生じる恐れがあるときは、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置する措置を講じること。
- (5) 給水管を露出して設置するときは、適切な間隔で支持金具等を用いて固定し、凍結防止の措置を講じること。
- (6) 空気溜まりが生じる恐れがあるときは、排除装置を設置する措置を講じること。
- (7) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (8) 水路等を横断する場所にあつては、水路管理者の許可によるものとし、水路等の上空に設置する場合には、さや管等による防護措置を講じること。

(一次止水栓)

第35条 一次止水栓を設置する際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 配水管(給水管含む)から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として宅地内の道路境界線の近くとすること。
- (2) 止水栓は、維持管理上支障がないよう、管理者指定の止水栓BOX内に収納すること。

第3節 土工事

(埋戻し)

第36条 給水管を埋戻す際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 埋設する給水管にはその頂部から10センチメートル以上の厚さで砂保護を行うこと。また、非金属管においては、それに加えて低部から5センチメートル以上の厚さで敷砂を用いた防護措置を講じること。
- (2) 道路部分に布設する給水管には、明示テープ、明示シート等により管を明示すると共に、宅地部分に布設する給水管には、維持管理上明示する必要がある場合、明示杭等によりその位置を明示すること。
- (3) 道路内の埋戻しに当たっては、良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。

第5章 量水器の選定・設置

第1節 量水器設置

(量水器)

第37条 量水器の設置は、1家屋(敷地)に1個とする。ただし、次の各号に該当するものはこの限りでない。

- (1) 二世帯住宅でそれぞれ生活の為の水栓(トイレ・風呂・洗面・台所)を有しているもの。
- (2) 集合住宅で、給水する区域が明確に分離されているもの。
- (3) 貸し店舗等で、給水する区域が明確に分離されているもの。
- (4) 店舗併用住宅等で、給水する区域が明確に分離されており、水栓の用途がそれぞれ異なるもの。
- (5) その他、管理者との協議により必要と認めたもの。

(量水器の設置)

第38条 量水器を設置する際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 量水器は、原則として宅地内の道路境界線付近で検針を行い易い場所に設置すること。
- (2) 量水器は、原則として埋設し、維持管理上支障がないよう、管理者指定の量水器BOX内に収納すること。

第2節 許容流量

(量水器口径の決定基準)

第39条 量水器の口径を決定する際の基準は、次のとおりとする。

- (1) 直結式給水の場合、水栓数の同時使用率を加味した設計水量に応じて口径を決定すること。
- (2) 受水槽式給水の場合、給水装置の内容及び給水を行う施設の使用形態に応じて口径を決定すること。
- (3) 直結式給水及び受水槽式給水の併用の場合、両給水方式の設計水量及び使用形態を考慮して口径を決定すること。

(量水器許容流量)

第40条 量水器口径毎の許容流量は、「量水器許容流量」(別表4)のとおりとする。ただし、給水方式を併用する場合は、使用量が多い方の給水方式の許容流量を採用すること。

第3節 私物量水器

(私物量水器の設置)

第41条 給水装置上に私物量水器を設置することはできない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りでない。

- (1) 汚水排出量の認定に伴う量水器(控除メータ)
- (2) その他、管理者との協議により必要と認めたもの。

(設置許可条件)

第42条 前条第1項第1号の設置許可条件は、次の各号のとおりとする

- (1) 量水器は、指定製造事業者に認定されたメーカ製のものであること。
- (2) 使用材料は認証商品であること。
- (3) 構造については、諫早市上下水道局の指導にしたがうこと。
- (4) 汚水排除量認定通知書の写しがあること。

第6章 雑則

(適用の疑義)

第43条 この要綱の適用に疑義が生じた場合は、管理者の指示によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年諫水道第20号)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成25年諫水道第374号)

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第12条関係)

簡易水栓	1.0 栓	瞬間湯沸器	1.0 栓
衛生水栓	1.0 栓	浄水器	1.0 栓
小便フラッシュ	1.0 栓	食洗器	1.0 栓
タンクレストイレ	1.5 栓	φ20 水栓	3.5 栓

別表2(第30条関係)

	受水槽以下の給水設備を利用		
	1 項	2 項	3 項
給水装置工事申込書	○	○	○
耐圧試験の結果票	○	○	○
水質試験成績証明書	○	○	○
既設配管の材質確認書(図書及び現場確認)	○		

塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書(写真添付)		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○	必要に応じ○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

別表3(第32条関係)

	その他の給水設備を利用する場合
給水装置工事申込書	○
耐圧試験の結果票	○
既設配管の材質確認書(図書及び現場確認)	○
水質試験成績証明書	○
浸出性能試験成績証明書	既設配管の確認が困難な場合○
誓約書	必要に応じ○
その他水道事業者が指示した図書	○

別表4(第42条関係)

口 径 (mm)	型 式	直結給水方式		受水槽式給水方式	
		使用最大流量		標準流量及び 使用最大流量	
		(リットル／分)	(リットル／秒)	(リットル／分)	(リットル／秒)
13	接流羽根車式	50. 0	0. 83	25. 0	0. 42
20	接流羽根車式	84. 0	1. 40	42. 0	0. 70
25	接流羽根車式	100. 0	1. 67	50. 0	0. 83
40B	接流羽根車式	200. 0	3. 33	200. 0	3. 33
50	縦型ウォルマン	667. 0	11. 11	667. 0	11. 11

様式 1 号（第 1 6 条関係）

貯水槽水道設置（変更・廃止）届

令和 年 月 日

諫早市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

記

所 在 地	諫早市			
施 設 名			用 途	
構 造	地上 階 ・ 地下 階 ・ 延べ面積 m ²			
	設置場所	構造・材質	基 数	有効容量
受 水 槽				
高架水槽				

上記の建物に係わる給水施設の維持管理者を次のとおり定め、維持管理について下記事項を遵守します。

管理者住所	諫早市
管理者氏名	印
電 話 番 号	

1. 申請者は、維持管理者に変更が生じた場合には、速やかに諫早市上下水道事業管理者へ届けること。
2. 維持管理者は、給水管分岐箇所から受水槽までの給水装置に異常を認めたときは、諫早市上下水道局指定工事事業者により点検、修繕を行うこと。
3. 維持管理者は、受水槽から蛇口までの給水施設に異常を認めたときは、給水施設の点検、修繕、清掃など必要な措置を行うこと。

様式第2号（第19条関係）

3階建以上の直結式給水事前協議書

新 設 ・ 既 設

令和 年 月 日

建築主氏名			〃 住所							
建築物の設置場所	諫早市									
工事概要										
建築物の用途										
指定工事店名 (担当者及び連絡先)	主任技術者名 TEL () —									
協議年月日	令和 年 月 日									
協議者名	諫早市上下水道局									
建築年月日 (既設建物の場合のみ)	年 月 日									
最高位給水栓 の高さ(m)	m				設計水圧 (最高 0.50MPa)		MPa			
設計水量	1階		ℓ/分							
	2階		ℓ/分							
	3階		ℓ/分							
	4階		ℓ/分							
	5階		ℓ/分							
各階戸数	1階		2階		3階		4階		5階	
メータ口径	1階		2階		3階		4階		5階	
既設管水圧試験 (0.75MPa)	正常 ・ 異常									
直結給水 適用の可否	可 ・ 否 (適用範囲外であるため受水槽を設置すること。)									
条件・指示事項										
その他 特記事項	・添付書類として、位置図、配管図(平面・立面図)、口径計算書、建築物設計書とする。 ・協議内容に変更が生じた場合は、給水装置工事申請書を提出するまでに再協議すること。 ・給水装置工事着工は、水道事業管理者の承認を得てから行うことを遵守すること。									

誓 約 書

令和 年 月 日

諫早市上下水道事業管理者 様

住 所 _____

氏 名 _____

下記の事項について指導を受けましたが、自己責任のもとに浄水器等の設置を行うことを承認願います。

今後、水質・水量・水圧等に問題が発生しても、諫早市上下水道局に一切異議申し立てを行わないことを誓約いたします。

記

浄水器等設置に関する注意事項

1. 浄水器等は末端給水栓、直近に設置すること。
2. 浄水器等の2次側は水質の変化があるため、給水装置における水質基準の範囲外とする。
3. 浄水器等の2次側では、水量・水圧の低下が発生する。
4. 浄水器等のろ過装置の取替え、メンテナンスを怠ると水質の低下が発生する。

以上

誓 約 書

令和 年 月 日

諫早市上下水道事業管理者 様

住 所 _____

氏 名 _____

住宅用スプリンクラーの設置にあたり、下記の注意事項を了知したことを誓約します。

記

1. 断水や水圧低下等により住宅用スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じても諫早市上下水道局は責任を負わない。
2. 住宅用スプリンクラーの火災時以外における動作及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は、諫早市上下水道局は負わない。
3. 住宅用スプリンクラーの所有者又は使用者は、当該設備を介して連絡している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、速やかに諫早市上下水道局又は設置工事をした者に連絡する。
4. 住宅用スプリンクラーが設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、1から3のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
5. 住宅用スプリンクラーの所有者を変更するときは、以上の事項について譲受人に熟知させる。

以上

誓 約 書

令和 年 月 日

諫早市上下水道事業管理者 様

申 請 者 住 所
氏 名
TEL

この度、下記の給水装置工事について、当方の事情により直結式給水方式を採用するにあたり、使用に際しては、緊急工事などによる突発的な断水、減水等が生じても当方にて処理し、貴局に対して一切苦情を申しません。また、当該給水装置を第三者が使用する場合、あるいは、所有者が変わる場合にも、本誓約書の主旨を十分に説明し引き継ぐとともに、紛争等が生じた場合も当方で責任をもって処理します。

記

工 事 場 所

工 事 概 要 階建建物建築に伴う給水装置工事

用 途

施 工 業 者